

第7回障害者虐待防止学会報告書（講演のうち一部・要約）

1. 障害者福祉施設等で発生した虐待事案に対する再発防止への対応（3つのケース）から虐待防止を考える

① 虐待事案が発生した施設における取り組み

演者：筑波大学 大村美保 石川真衣

研修、職員間の関係性の改善、通報の徹底、外部の目を入れる、虐待防止体制の取り組み（再構築）により利用者の尊重、虐待防止意識の高まり等に繋がった。

ただ以上は管理的立場の職員への聞き取りであったので、今後の課題としては様々な立場の職員、利用者、その家族を対象にした継続調査が必要。

② 虐待事案が発生した施設に対する関連団体による再発防止への対応

演者：埼玉県発達障害福祉協会 虐待防止・権利擁護委員会 委員長
社会福祉法人邑元会 しびらき施設長 相浦卓也

同業者間での相談支援なのでヒアリング等もスムーズに行く。虐待防止の体制が形骸化しているケースもあり、虐待防止研修の企画の段階からその事業所の課題が見える事も多い。この取り組みはあくまで共助、任意の取り組みなので長くはフォローできない。自法人内で継続的かつ効率的な仕組みにならなければ自走できない。（そもそも法人役員等が課題意識を持たなければ依頼にも繋がらない）

③ 都道府県による虐待事案に対する行政処分と対応

演者：茨城県障害福祉部 副参事 伊藤康司

茨城県は、県内の福祉施設で発生した虐待事案に継続性、組織的関与を認めその施設に対し、3か月の指定効力の全部停止処分とした（通常、一部停止か新規受け入れ停止）

県が行った事・全部停止処分中の利用者の受け入れ先の確保

- ・保護者、後見人への説明会に実施
- ・施設の改善に向けてのモニタリング（6回）

効力全部停止にあたっての課題

入所から長期間経っている利用者だと、親が高齢だったり、亡くなっているケースもあった。兄弟、親戚だと積極的に関わる意識の薄い方が多い。また入所に苦労した経験からか移転先を県が斡旋すると伝えても移転希望者が少なかった。

行政は最低限の事には介入できるが経営者の理念には入れない、業界全体の理念の底上げが必要。

以上の報告に共通するものは、経営者・管理者の虐待防止への意識の必要性。

後見人として関わる司法書士としては、まず外部の目として施設に足を運び職員、被後見人とコミュニケーションを図り、見守る事が虐待防止への一歩だと感じた。